

北海道知事・道議会議員選挙投票日 4月9日(日)

木古内町議会議員選挙投票日 4月23日(日)

投票時間は7時から19時まで

■期日前投票期間

選挙名	投票期間
北海道知事	3月24日(金)～4月8日(土)
北海道議会議員	4月1日(土)～4月8日(土)
木古内町議会議員	4月19日(水)～4月22日(土)

- 投票場所 産業会館(木古内町役場) 2階第1会議室
- 投票時間 8時30分から20時まで

■町内の投票所一覧

投票区	投票所
1	釜谷ゆうなぎ館
2	泉沢生活改善センター
3	札幌みらい館21
4	大平団地集会所
5	学童保育施設(小学校内)
6	健康管理センター
7	福祉の家
8	きこない認定こども園
9	鶴岡多目的集会施設
期日前	産業会館(役場)

開票速報

開票結果を木古内町公式ホームページに掲載します。

<http://www.town.kikonai.hokkaido.jp>

各種投票制度をご利用ください

■期日前投票制度

選挙の投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで、投票に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。入場券を持参するだけで、簡単に投票することができます。

なお、選挙ごとに期日前投票の期間が違います。3月24日から始まりますが、3月31日までは、北海道知事のみが対象となりますので、上記の期日前投票期間をご確認ください。

■代理投票制度

身体が不自由または、もんごう文盲などにより記載することができない方は、各投票所に投票補助者がいますので、投票所の係員に申し出てください。

■郵便投票制度

身体に一定以上の障がいのある方、または介護保険の被保険者証に要介護5の記載のある方を対象に、自宅で投票することができます。

ただし、この制度を利用できる方は、障がいの程度によ

り異なりますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

■不在者投票制度

出稼ぎや長期出張などで、町から離れて生活している方は、滞在先の選挙管理委員会に投票することができます。

町、または滞在先の選挙管理委員会にある不在者投票用紙請求書に必要事項を記載のうえ、町の選挙管理委員会に郵送してください。

後日、滞在先に投票用紙などを送付しますので、滞在先の選挙管理委員会に出向き、投票してください。

なお、投票用紙の送付及び返送には一定の期間が必要となります。不在者投票をする方は早めの手続きをお願いします。

また、指定病院・施設等に入院・入所されている方は、その施設内で投票することができます。

■お問い合わせ

木古内町選挙管理委員会
01392-2-3131